

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事から指定された指定水防管理団体たる亘理町が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、亘理町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体・・・亘理町

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体・・・亘理町

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者・・・亘理町長

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関・・・亘理地区行政事務組合消防本部、亘理消防署、亘理町消防団

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長・・・亘理地区行政事務組合消防本部消防長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団・・・亘理町消防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(8) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(9) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(14) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(16) 高潮氾濫危険水位

法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは水位到達情報を発表しなければならない

(18) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(21) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13所の3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑫水防信号の指定（法第20条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑭緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑮水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑯水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑰水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない要援護者施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

- ⑧警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑨警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑩他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑪堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑫公用負担（法第 28 条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑮（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑯（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ⑰水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑱消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑤洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑩都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（5）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、宮城県知事に届け出るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

・水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 荒浜地区、吉田東部地区は、津波の到着予想時間等の情報を、ラジオ等により収集し、津波の第一波が到着すると予想される時間の概ね30分前には必ず避難場所に退避を完了し、避難した場所において警報解除まで消防団活動を行う。
- (2) 参集途上に得た情報（道路の状況、河川の水位等）は確実に分団内で共有するとともに、災害対応上、必要な事項は分団長等の幹部をとおし本部幹部に報告する。
- (3) 出動時の情報伝達のため配備されたトランシーバーの使用チャンネルを確認する。また、日ごろから取り扱い訓練を実施する。
- (4) 風水害や津波警報時の出動の際は、ライフジャケットを必ず着用する。

第2章 水防組織

2.1 町の水防組織

(1) 災害対策本部条例等による組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、町は役場に災害対策本部条例に基づく配備により、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部に受け継がれ、その事務を処理する。

① 警戒本部(1号配備)…本部長：総務課長

異常気象その他の原因により警戒体制を強化する必要があると、総務課長が認めたときに配備する。

② 特別警戒本部(2号配備)…本部長：副町長

異常気象その他の原因により警戒体制を強化する必要があると、副町長が認めたときに配備する。

③ 災害対策本部(3号配備)…本部長：町長

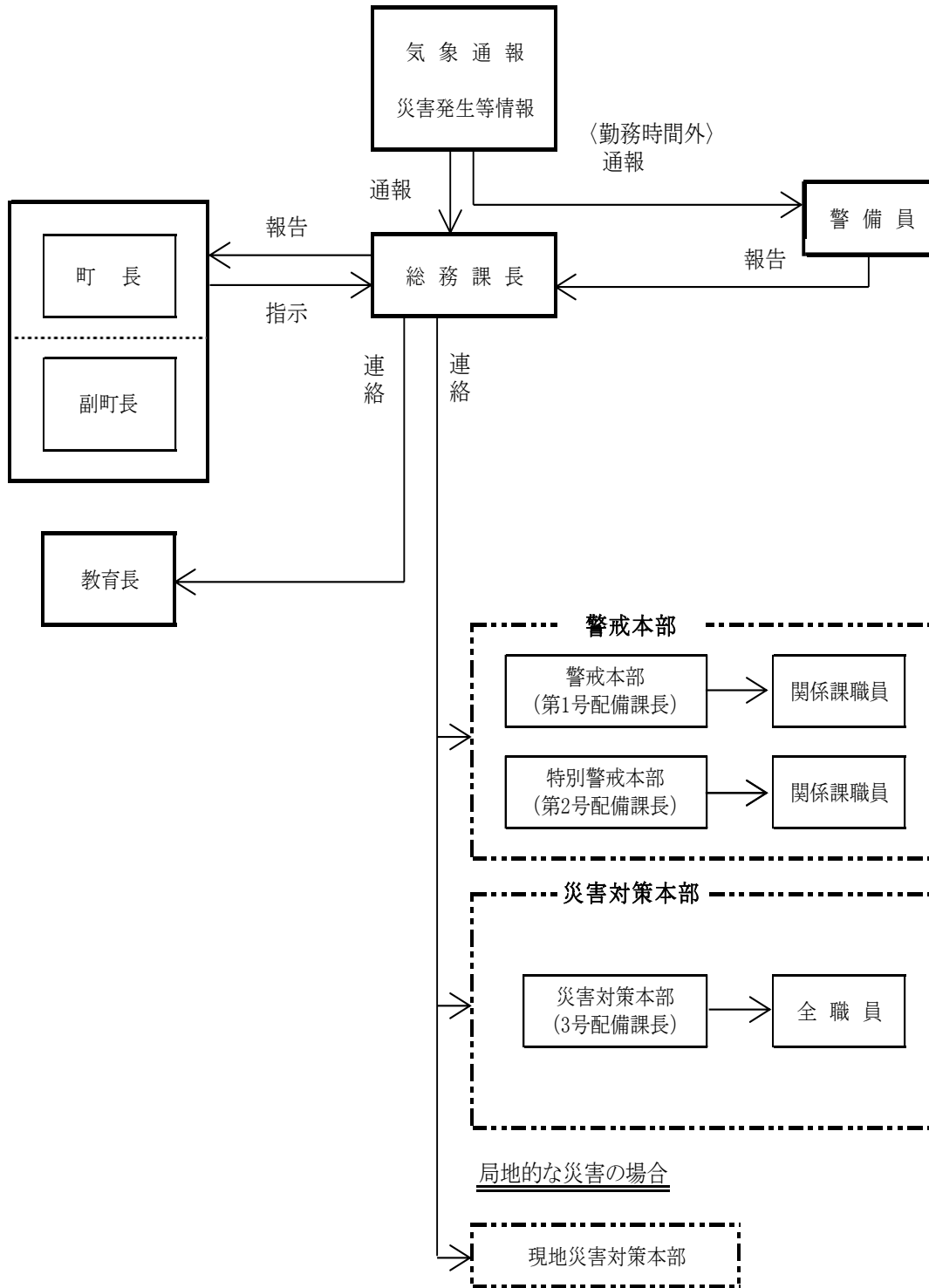
亘理町災害対策本部設置運営要綱による非常配備。

非常配備体制の基準・内容等

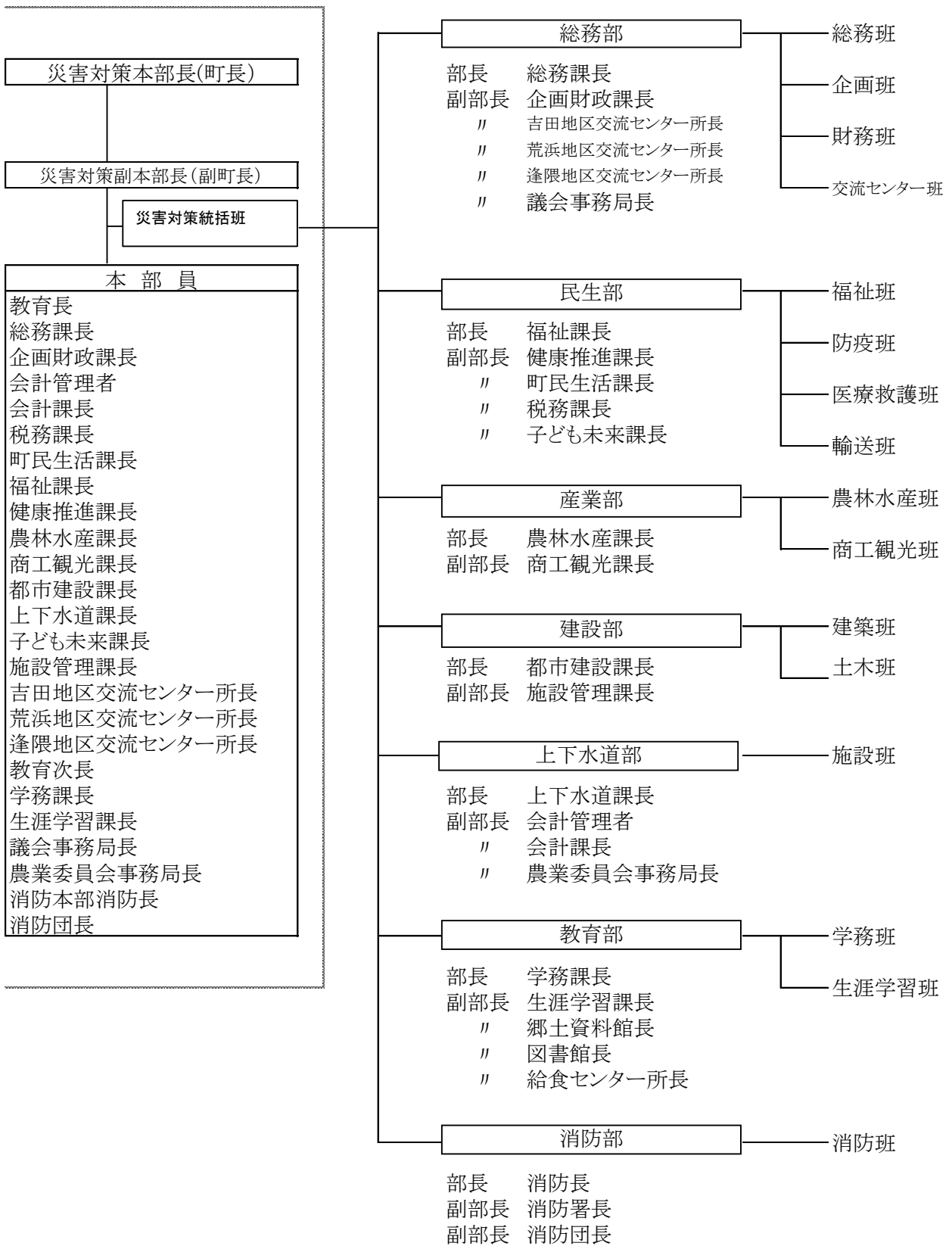
区 分	配置時期	配置内容	配備体制	備 考
災害警戒本部 (1号配備)	<p>1 大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。</p> <p>2 その他特に総務課長が必要と認められたとき。</p>	<p>配備体制の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、災害特別警戒本部に移行できる体制とする。</p> <p>ただし、本部長が必要と判断した場合には、上記以外の課の職員を配置するものとする。</p>	<p>総務課 企画財政課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 ※福祉課 ※子ども未来課 ※学務課 ※生涯学習課 ※本部長が必要と認められたときに参集する。</p>	<p>特記事項 【休日及び時間外の連絡系統】</p> <p>1号 総務課→警戒本部関係課長→所要の職員</p>
災害特別警戒本部 (2号配備)	<p>1 台風・集中豪雨等による大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。</p> <p>2 その他特に副町長が必要と認められたとき。</p>	<p>配備体制の所要人員で、災害に関する情報集収、連絡及び応急対策を実施し、災害対策本部に移行できる体制とする。</p> <p>ただし、本部長が必要と判断した場合には、上記以外の課の職員を配置するものとする。</p>	<p>副町長 総務課 企画財政課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 福祉課 子ども未来課 学務課 生涯学習課 ※上記以外の課の職員は自宅待機とする。</p>	<p>2号 総務課→災害特別警戒本部関係課長→所要の職員</p>
災害対策本部 (3号配備)	<p>1 大雨、洪水、高潮等の特別警報が発表されたとき。</p> <p>2 大雨、洪水、高潮等により災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあるとき。</p> <p>3 その他特に町長が必要と認められたとき。</p>	<p>組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員とする。</p>	<p>町長 副町長 教育長 全職員 消防本部消防長 消防団長</p>	<p>3号 総務課→災害対策本部関係課長→職員</p>

2 職員の配備体制

災害が発生する恐れのあるとき、又は災害が発生したときには、あらかじめ定められた体制を迅速に整え、各機関が連携して効果的な水防活動を行う。また、災害の状況に応じて、柔軟な体制を整える。



本部組織図



第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、下記表（１）のとおりであり、町内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が町内に到達する設定箇所は、下記表（２）のとおりである。

東北地方整備局

（１）重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

(2) 第1種指定水防区域

阿武隈川右岸地域重要水防箇所別調査

河川名	距離標	地区名及び左右岸名	評定種別及び図面番号	平成29年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	
				堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B					
阿武隈川	0.4+101 1.0-2	荒浜・高須賀 右岸	堤防高 36	0 0				積土のう工	1.0k-2~1.4k-187(L=391m) 新堤防完成(H29.3)		岩沼	
	2.0+70 4.6	高須賀・ 今泉 右岸	漏水 S37		2,330 230			釜段工 月の輪工	堤防浸透に関する詳細 点検の結果OUT		岩沼	
	2.3 5.4	高須賀 右岸	堤防断面 38		2,823 2,823			シート張工 木流し工			岩沼	
	4.0+130 4.4+30	高須賀 右岸	漏水 39		220 0			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		岩沼	
	4.6 5.8+90	高須賀・ 今泉 右岸	漏水 S40		1,290 490			釜段工 月の輪工	堤防浸透に関する詳細 点検結果OUT		岩沼	
	4.6+100 4.8+20	高須賀 右岸	漏水 41		120 0			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		岩沼	
	5.0+ 5.2+200	高須賀・ 今泉 右岸	漏水 42		410 0			釜段工 月の輪工	漏水Ⅰ有		岩沼	
	5.2+200 5.4+90	今泉 右岸	漏水 43		120 0			釜段工 月の輪工	漏水Ⅰ有		岩沼	
	5.4+90 6.0+150	今泉 右岸	漏水 44		680 0			釜段工 月の輪工	漏水Ⅰ有		岩沼	
	5.8+90 6.5	今泉 右岸	漏水 S45		610 610			釜段工 月の輪工	堤防浸透に関する詳細 点検結果OUT		岩沼	
	6.2+75 7.2+120	今泉 右岸	漏水 46		800 575			釜段工 月の輪工	漏水Ⅰ有		岩沼	
	7.2+120 8.0+30	今泉 右岸	漏水 47		650 166			釜段工 月の輪工	漏水Ⅰ無		岩沼	
	7.4+86 8.0+30	今泉 右岸	漏水 S48		544 13			釜段工 月の輪工	堤防浸透に関する詳細 点検結果OUT		岩沼	
	7.4+99 9.2+60	今泉 右岸	堤防断面 49		1,572 1,567			シート張工 木流し工	6.6k~7.4k+99(L=899m) 堤防断面拡幅(H29.3)		江尻	
	8.8+165 9.0	今泉 右岸	堤防高 50		5 5			釜段工 月の輪工			江尻	
	9.2+150 9.6	逢隈 右岸	水衝洗掘 51	290 290				シート張工 木流し工	重点監視区間 局所洗掘が進行し、堤防防護ラインを割っている。		江尻	
	10.2+135 10.2+258	逢隈 右岸	漏水 52		120 120			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		江尻	
	10.4+ 10.6+90	逢隈 右岸	漏水 53		350 280			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		江尻	
	10.6+20 10.6+165	小山 右岸	堤防断面 54		145 145			シート張工 木流し工			江尻	
	10.6+90 10.8	小山 右岸	漏水 55		170 95			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		江尻	
	10.8 11.2+10	小山 右岸	漏水 56		450 450			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		江尻	
	11.2+10 11.2+130	小山 右岸	漏水 57		130 130			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		江尻	
	13.4+140 13.4+190	小山 右岸	漏水 59		50 50			釜段工 月の輪工	漏水Ⅱ有		江尻	
	阿武隈川右岸計				290 290	13,589 7,749	0 0	0 0				

(3) その他の水防区域

河川名 (海岸等名)	区 域		延長 m 〔危険区間〕 延 長	指定水防 管理団体	指導課
	地 区	危険区域			
鍋倉川	亶理地区	上流から、下流は国道6号線まで	2,500 (2,400)	亶理町	都市建設課
愛宕沢川	亶理地区	上流は鳥居前住宅南から、下流は町道桜小路線まで	2,780 (1,380)	亶理町	都市建設課
松栗川	亶理地区	上流は葬祭場南から、下流は亶理用水副水路まで	1,100 (900)	亶理町	都市建設課 上下水道課 農林水産課
鹿島沢川	亶理地区	上流は宮前沼から、下流は岩地藏幹線用水路まで	1,400 (600)	亶理町	都市建設課
若宮沢川	逢隈地区	上流は町道上郡小山線と交差するところから、下流は岩地藏幹線用水路まで	1,900 (500)	亶理町	都市建設課
山居入沢川	逢隈地区	上流は砂防ダムから、下流は町道上郡小山線まで	300 (300)	亶理町	都市建設課
柳沢川	逢隈地区	上流は中の沢合流点から、下流は県道亶理村田線まで	950 (450)	亶理町	農林水産課
吉田海岸	吉田地区	鳥の海から山元町堺(吉田浜)まで	4,500 (4,500)	亶理町	農林水産課
鳥の海	吉田地区 荒浜地区	鳥の海一円	5,000 (3,600)	亶理町	農林水産課
荒浜海岸	荒浜地区	阿武隈川河口から鳥の海まで	1,400 (1,400)	亶理町	農林水産課

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

仙台管区気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない

亘理町の細分区域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
宮城県	東部	東部仙台	亘理町

(大雨注意報・警報発表基準)

警報等の種類	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	亶理町	R1=30	88
大雨警報	亶理町	R1=50	113
備考 ※欄中、R1、R3 はそれぞれ 1 時間雨量、3 時間雨量を示す。 ※土壌雨量指数基準は 1 Km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。			

(洪水注意報・警報発表基準)

警報等の種類	市町村等	雨量基準	指定河川洪水予報による基準
洪水注意報	亶理町	R1=30	阿武隈川下流【笠松・岩沼】
洪水警報	亶理町	R1=50	
備考 ※欄中、R1、R3 はそれぞれ 1 時間雨量、3 時間雨量を示す。 ※土壌雨量指数基準は 1 Km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。 ※欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「阿武隈川下流【笠松・岩沼】」は、洪水警報においては、「指定河川である阿武隈川に発表された洪水予報において、笠松・岩沼基準観測点では氾濫警戒情報、または氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく笠松・岩沼基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 ※このほか発表基準として、流域雨量指数基準、複合基準があるが、亶理町では設定されていない。			

(高潮注意報・警報発表基準)

警報等の種類	市町村等	基準 (単位 : m)
高潮注意報	亶理町	0.9
高潮警報	亶理町	1.5

(津波警報・注意報等の種類)

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表 (予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合)

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表 (予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合)

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。
 なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

(エ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

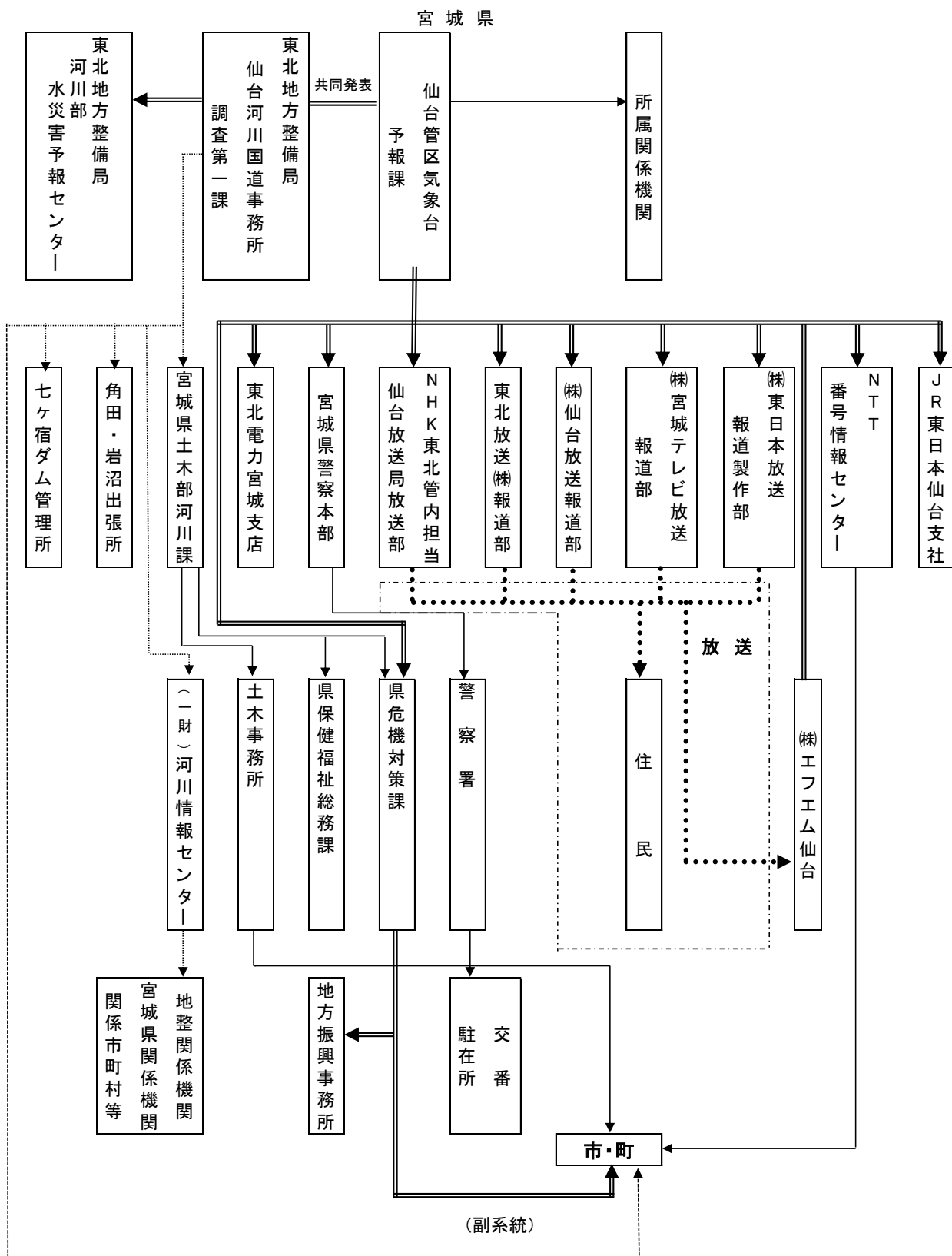
	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20 cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20 cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

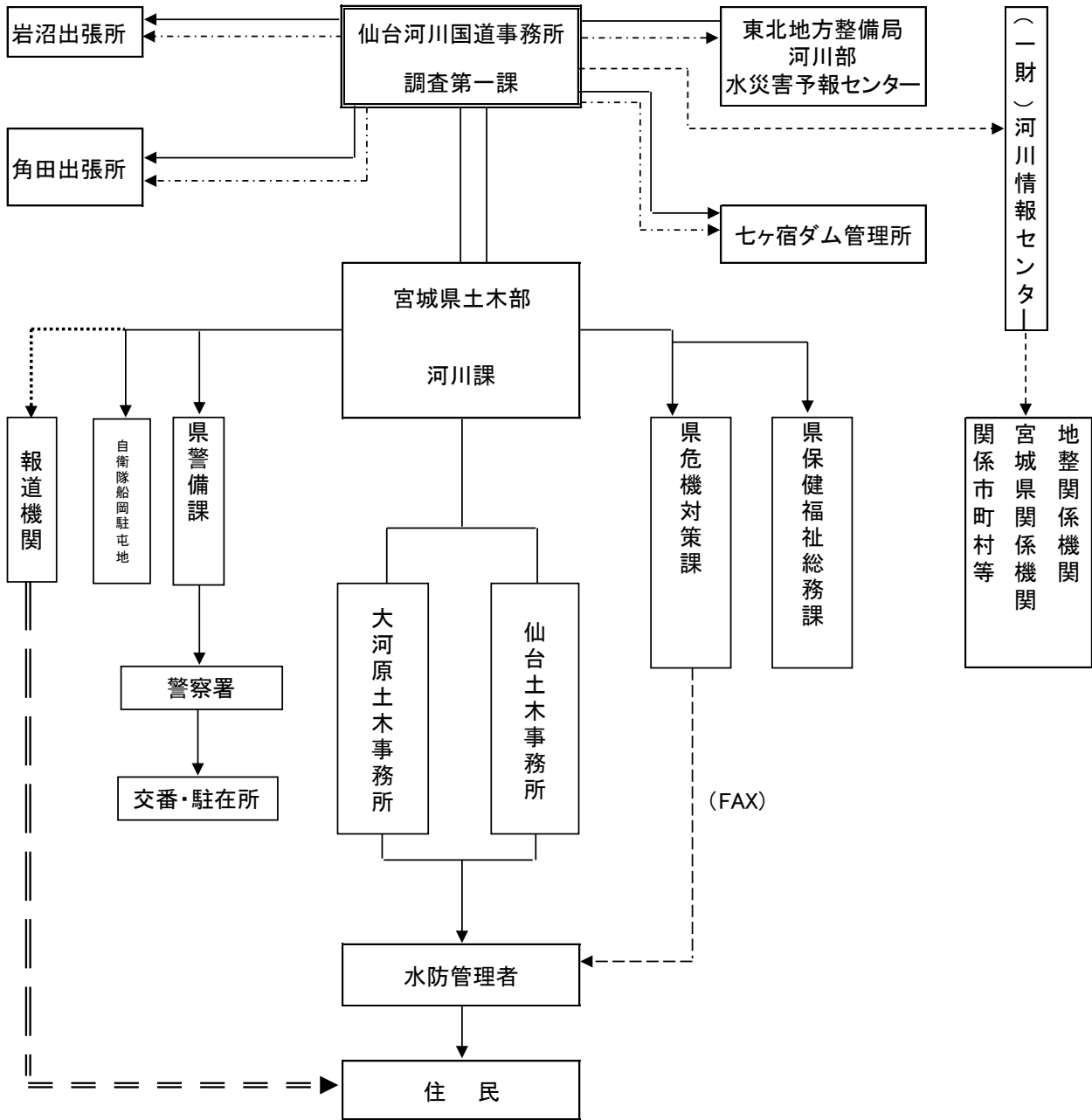
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

阿武隈川下流洪水予報伝達系統図

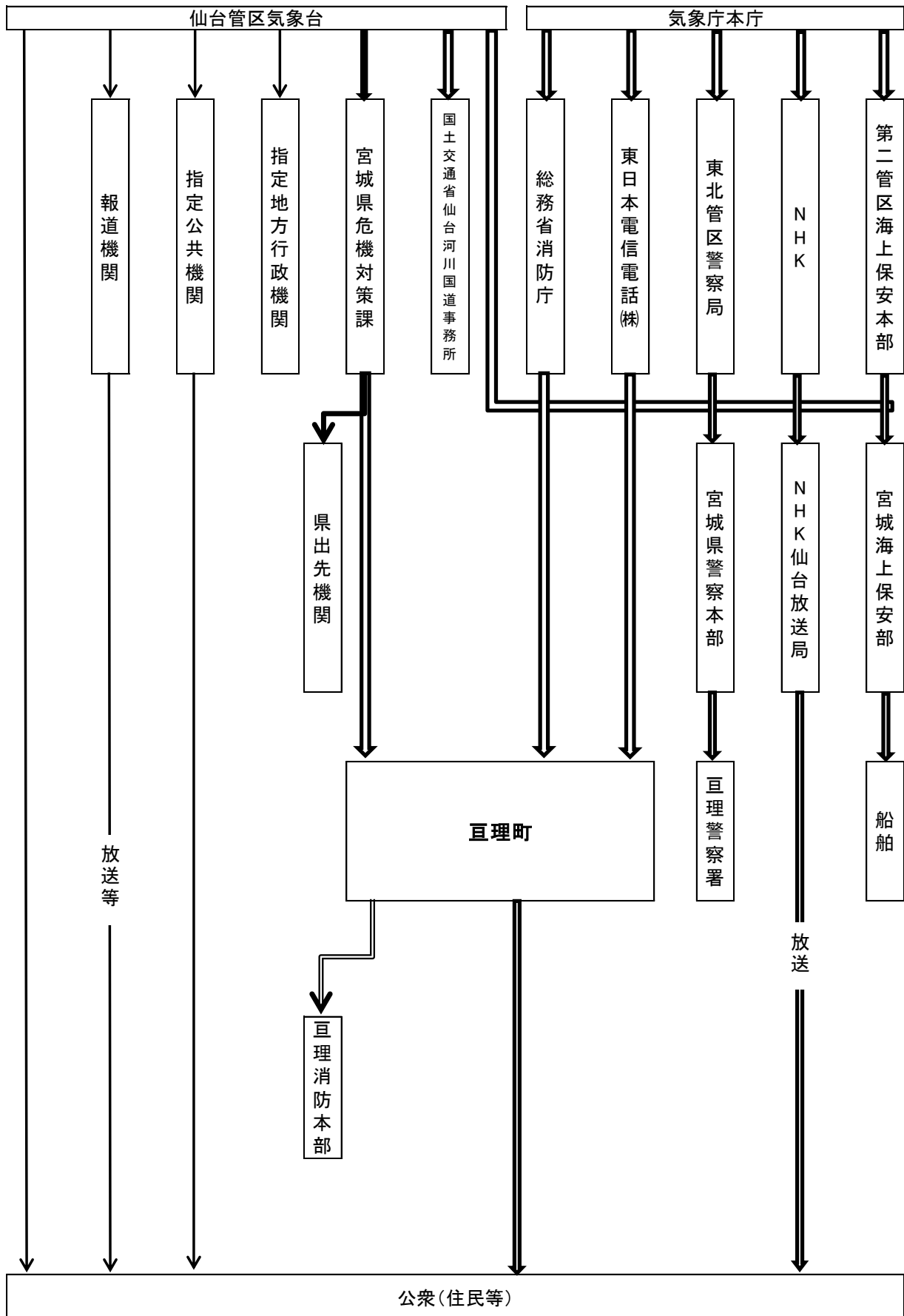


阿武隈川下流水防警報伝達系統図



- 凡 例
- 加入電話
 - 専用電話
 - - - - マイクロ無線
 - : : : : テレビ・ラジオ等
 - - - - 補助的伝達

津波予報時の伝達系統図



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

宮城県知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は宮城県知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、宮城県知事が指定した河川については宮城県知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域	基準点	量水標設置場所		氾 濫 注 意 水 位 (警戒水位) (m)	避難判断 水 位 (特別警戒水位) (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)	量水標の受持区間
阿武隈川	福島県・ 宮 城 県 境 から 海まで	丸森	丸森町	船場	19.50	22.00	22.30	左岸 福島・宮城県境 から角田市枝野橋
		笠松	角田市	枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 角田市枝野橋から 岩沼市阿武隈橋 右岸 角田市枝野橋から 亘理町阿武隈橋
		岩沼	岩沼市	阿武隈 一丁目	5.00	7.90	8.20	左岸 岩沼市阿武隈橋 から 海 右岸 亘理町阿武隈橋 から 海

②洪水予報の発表形式

発表形式は資料－１のとおり。

③洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料－２のとおり。

4.3 水防警報

4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

4.3.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

宮城県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は宮城県知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域	対象量 水票名	量水標設置場所		水防団 待機水位 (指定水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	計画高水位 (m)	摘要
阿武隈川 幹川	左岸 宮城県伊具 郡丸森町館矢間山 田字小原瀬西 45 番 3 地先	丸森	丸森町	船場	18.00	19.50	23.697	
		笠松	角田市	枝野	13.00	14.50	17.986	
		江尻	角田市	江尻	9.50	10.80	14.215	
	右岸 同県同郡同 町字敷文東 2 番地 先から海まで	岩沼	岩沼市	阿武隈 一丁目	4.00	5.00	8.246	
		荒浜	亶理町	荒浜	1.30	1.80	3.939	

②水防警報の担当官署

河川名	担当官署
阿武隈川	国土交通省 東北地方整備局 仙台海川国道事務所

③水防警報の対象となる基準観測所

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	担当分団
阿武隈川 幹川	丸森	行わない	水防団待機水位(指定水位)(18.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(19.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(19.50m)を下がって、水防作業の必要がなくなったとき	
	笠松	同上	同上 (13.00m)	同上 (14.50m)	同上 (14.50m)	
	江尻	同上	同上 (9.50m)	同上 (10.80m)	同上 (10.80m)	逢隈分団
	岩沼	同上	同上 (4.00m)	同上 (5.00m)	同上 (5.00m)	逢隈分団 荒浜分団
	荒浜	同上	同上 (1.30m)	同上 (1.80m)	同上 (1.80m)	荒浜分団

④水防警報の発表形式

正規

水防警報(準備)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
阿武隈川	〇〇水位観測所	第〇号
平成 年 月 日 時 分	国土交通省 仙台河川国道事務所発表	

【現況】
 阿武隈川の〇〇水位観測所(〇〇市)の水位は、 日 時 分
 現在 mです。

【発表】
 水防機関は準備してください。

(参考)
 阿武隈川 〇〇水位観測所(〇〇市)
 (受け持ち区間は、阿武隈川左岸:〇〇から〇〇、阿武隈川右岸:〇〇から〇〇)

問い合わせ先
 国土交通省 仙台河川国道事務所 調査第一課 電話:022-304-1827 (内線)354

(参考)
 〇〇【〇〇市】

計画高水位	:	〇〇.〇〇〇m
氾濫危険水位	:	〇〇.〇〇〇m
避難判断水位	:	〇〇.〇〇〇m
氾濫注意水位	:	〇〇.〇〇〇m
水防団待機水位	:	〇〇.〇〇〇m

(参考)
 「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp	http://i.river.go.jp

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は資料-3のとおり。

4.3.3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

宮城県知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は宮城県知事が指定した海岸について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発令基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

海岸名	区域	第1段階 (待機・準備)	第2段階 (出 動)	第3段階 (解 除)	摘 要
仙台湾 南部海岸	蒲崎海岸	気象庁から管内に波浪警報が発表され、亘理沖波浪観測所の観測高が3.0mを超える5時間前	波浪警報が発表中で、亘理沖波浪観測所の観測高が3.0mを超え、今後更に波高の上昇が予想される場合	亘理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを下回り、かつ気象情報での波高の再上昇が予想されないとき。 かつ避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	
	山元海岸				

②水防警報の担当官署

海岸名	担当官署
仙台湾南部海岸	国土交通省 東北地方整備局 仙台海川国道事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は資料－4のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

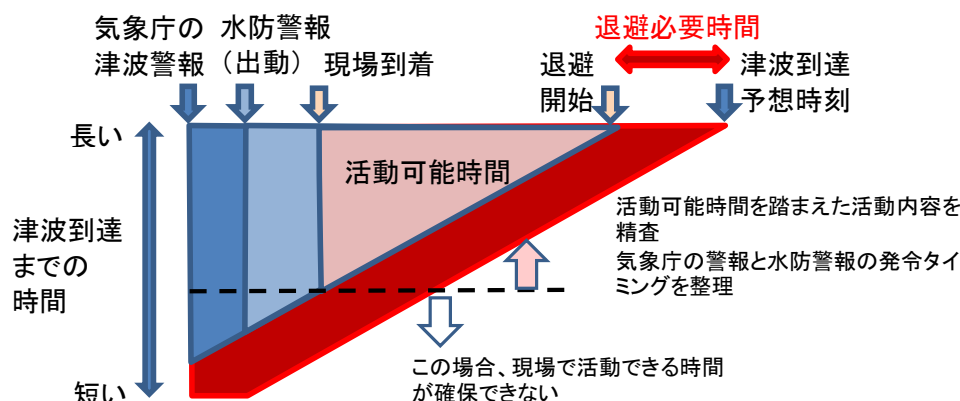
水防警報の伝達経路及び手段は資料－5のとおり。

4.3.4 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

- ※ 日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。
- ※ 各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



- ※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合

(日本近海又は遠地における地震発生による津波時の水防警報発表の考え方、及び発表基準の詳細については、資料－6、7を参照)

(海岸・河川)

種類	内容	発令基準
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

※ 「気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。

※ 水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。

※ 避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a. 安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
(津波到達予想時刻の〇〇分前など)
- b. 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動内容の精査・重点化
- d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河口名	位置
阿武隈川	荒浜水位観測所から丸森水位観測所まで

②水防警報の担当官署

海岸名・河川名	担当官署
阿武隈川	仙台河川国道事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料－ 8、 9 のとおり。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位の通報

水防管理者は気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、「宮城県河川流域情報システム (MIRAI)」や国土交通省「川の防災情報」により水位の情報を収集し、関係機関に通報するものとする。

対象量 水票名	量水標設置場所		水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位	水位通報先
			(指定水位) (m)	(警戒水位) (m)	(m)	
江尻	角田市	江尻	9.50	10.80	14.215	亘理警察署 亘理消防署 亘理土地改良区
岩沼	岩沼市	阿武隈 一丁目	4.00	5.00	8.246	みやぎ亘理農業協同組合 宮城県漁業協同組合 仙南支所 (亘理)
荒浜	亘理町	荒浜	1.30	1.80	3.939	亘理町消防団

(2) 水位通報要領

1. 通報水位に達したときは、通報するものとし、以降通報水位以下になるまで通報を続ける。なお、通報水位は指定水位とする。
2. 氾濫注意水位(警戒水位)に達したときはその旨を通報する。
3. 増水量 30 センチ、減水 60 センチ毎にその都度報告する。
4. 最高水位は通報する。
5. 水位到達情報の発表形式は、資料-10 のとおり

備考：観測は、観測時刻を明確にして毎時間観測するものとし、氾濫注意水位(警戒水位)又は最高水位に達したときは、特に重視観測すること。また、水量の激変その他の状況については、随時その模様を速報すること。

(3) 水位の公表

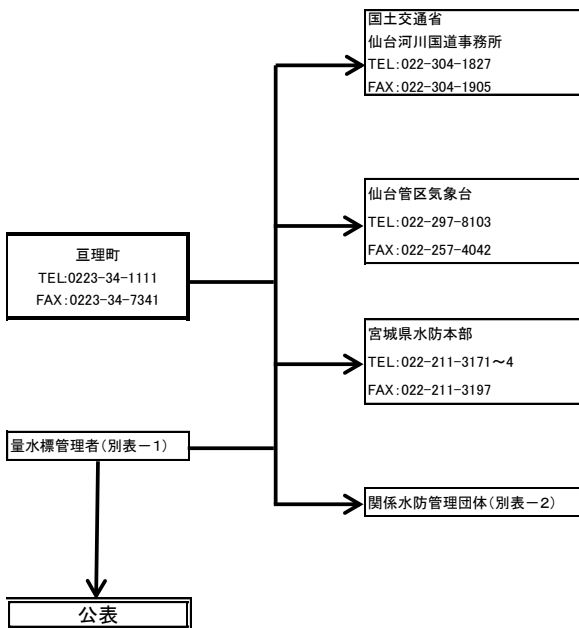
量水標管理者は量水標の示す水位が資料-11 に定める氾濫注意水位 (警戒水位) を超えるときは、その水位の情報を、「宮城県河川流域情報システム (MIRAI)」や国土交通省「川の防災情報システム」等により公表しなければならない。

(4) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

(5) 水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。



別表-1 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
丸森水位観測所	国土交通省仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
笠松水位観測所	国土交通省仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
岩沼水位観測所	国土交通省仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
江尻水位観測所	国土交通省仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
荒浜水位観測所	国土交通省仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905

別表-2 関係水防管理団体連絡先

水防管理者	電話番号	FAX番号
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
角田市	0224-63-2123	0224-62-4829
丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量の通報

水防管理者は気象状況の通知を受けたとき、又は大雨のおそれがある場合は、「宮城県河川流域情報システム (MIRAI)」や国土交通省「川の防災情報」により雨量の情報を収集し、関係機関に通報するものとする。

(2) 雨量通報要領

雨量の通報は、過去 24 時間以内の降雨量が 50 ミリを超えたとき、又は観測開始指示を受領したときに始め、降雨終了時又は観測終了指示を受けるまで 3 時間毎又は指示された時間毎の雨量観測結果を報告するものとする。

なお、指示がなく通報を開始したときは、3 時間雨量が 5 ミリ以下となった場合は通報を中止して差し支えない。3 時間毎の雨量通報は、3 時、6 時、9 時、12 時、15 時、18 時、21 時、24 時と 8 回とする。

特に全回の雨量通報後 1 時間雨量 10 ミリを越えたときは、毎時観測通報することとする。

雨量観測所

名 称	設 置 場 所	種 別	管 理 者
亘 理	亘理町字油田 1 6 6 - 3	テレメータ	仙台管区気象台

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報

【PC版】<http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】<http://river.go.jp/s/>

【携帯版】<http://i.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

・潮位情報リンク

<http://www.jma.go.jp/jp/choi/>

・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4) 宮城県

・宮城県河川流域情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet>

第7章 水門の操作

7.1 水門等

(1) 河川区間の水門（洪水）

水防上重要な水門は、資料-12 のとおりである。

水門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡

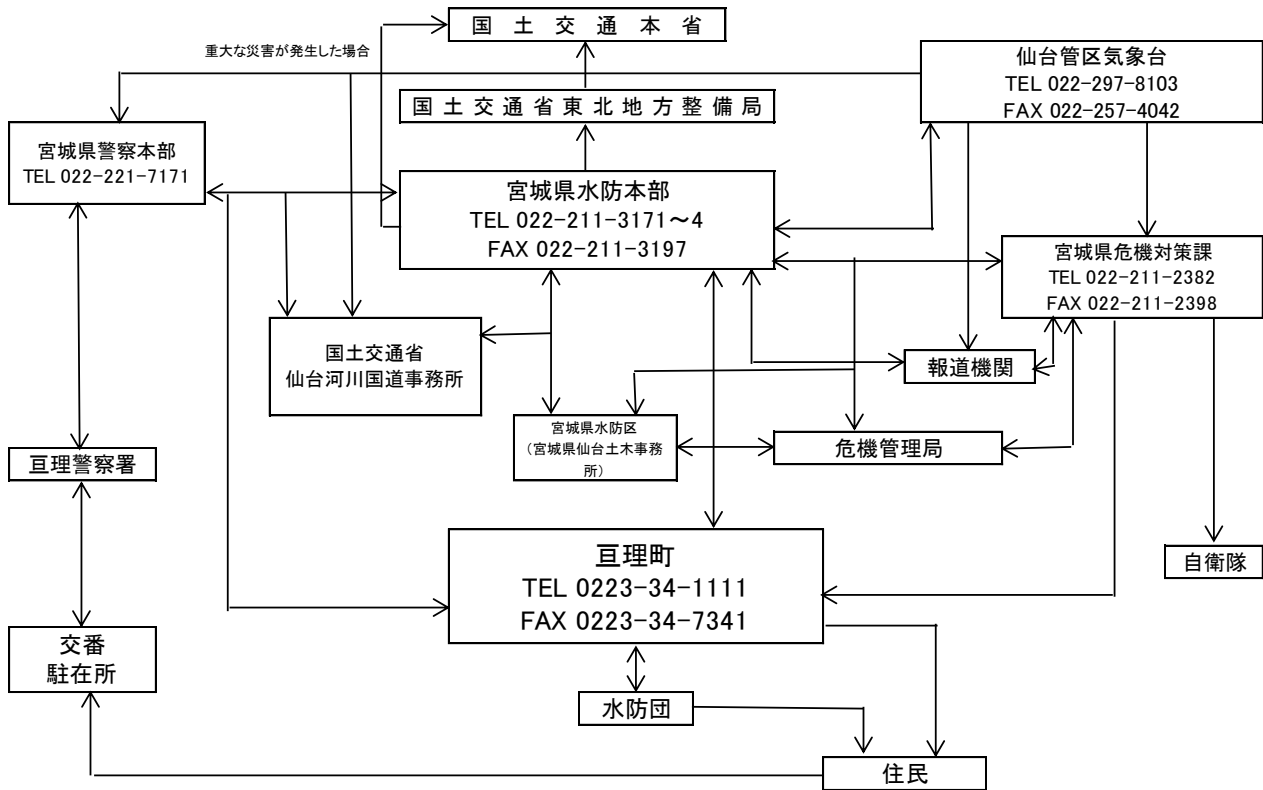
水門の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

第8章 通信連絡

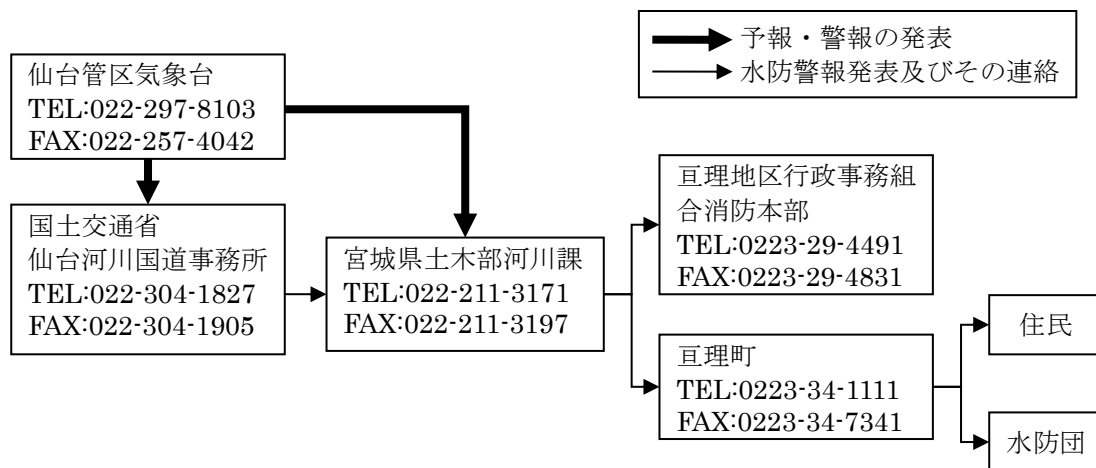
8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

洪水に関わる連絡系統



津波、高潮にかかわる連絡系統



8.2 非常通話の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 町内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料-13のとおりである。
- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のためあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省仙台河川国道事務所長又は宮城県仙台土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

9.2 輸送の確保

非常の際、水防用資材器具、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路は次のとおりとする。

(1) 水防資器材等の輸送経路

区 分	危 険 箇 所	輸 送 経 路
阿 武 隈 川	小山・角田市境から牛袋・荒浜境まで	本部—国道 6 号—県道亘理村田線—現場
	牛袋・荒浜境から河口まで	本部—県道塩釜亘理線—現場
荒 浜 海 岸 (鳥の海湾含む)	あぶくま・港町・鳥屋崎	本部—県道塩釜亘理線—現場
吉 田 浜 海 岸 (鳥の海湾含む)	長瀬浜・大畑浜南北・野地	本部—県道塩釜亘理線—県道相馬亘理線—町道長瀬浜吉田浜線—現場

(2) 隣接協力団体の輸送経路

区 分	危 険 箇 所	隣接協力団体	輸 送 経 路
阿 武 隈 川	小山・角田市境から牛袋・荒浜境まで	山元町	山元町-国道6号- { 県道亙理村田線 県道荒浜港今泉線 } 現場
		岩沼市	岩沼市-国道6号- { 県道亙理村田線 県道荒浜港今泉線 } 現場
		角田市	角田市 - 県道亙理村田線 - 現場
	牛袋・荒浜境から河口まで	山元町	山元町 - 国道6号 - 県道塩釜亙理線 - 現場
		岩沼市	岩沼市-国道6号-県道荒浜港今泉線-現場
	荒 浜 海 岸 (鳥の海湾含む)	あぶくま・港町・鳥屋崎	山元町
岩沼市			岩沼市-国道6号-県道荒浜港今泉線-現場
吉 田 浜 海 岸 (鳥の海湾含む)	長瀬浜・大畑浜南北・野地	山元町	山元町-県道相馬亙理線-町道長瀬浜吉田浜線-現場
		岩沼市	岩沼市-国道6号-県道荒浜港今泉線-県道相馬亙理線-町道長瀬浜吉田浜線-現場

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
1号配備 災害警戒 本部	1.大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2.その他特に総務課長が必要と認めるとき	配備体制の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急活動を実施し、災害特別警戒本部に移行できる体制とする。 ただし、本部長が必要と判断した場合には、右記以外の課の職員を配置するものとする。	本部長：総務課長 配備体制：総務課、企画財政課、農林水産課、都市建設課、施設管理課、上下水道課、※子ども未来課、※福祉課、※学務課 【※本部長が必要と認めるとき】
2号配備 災害特別 警戒本部	1.台風・集中豪雨等による大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される場とき 2.その他特に副町長が必要と認めるとき	配備体制の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急活動を実施し、災害対策本部に移行できる体制とする。 ただし、本部長が必要と判断した場合には、右記以外の課の職員を配置するものとする。	本部長：副町長 配備体制：総務課、企画財政課、農林水産課、都市建設課、施設管理課、上下水道課、子ども未来課、福祉課、学務課、生涯学習課 【※上記の課以外の職員は自宅待機とする】
3号配備 災害対策 本部	1.大雨、洪水、高潮等で特別警報が発表されたとき 2.大雨、洪水、高潮等により災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあるとき 3.その他特に町長が必要と認めるとき	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員	本部長：町長 配備体制：全職員

(2) 水防団及び消防団の非常配備

①水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域、連絡先は、資料-14のとおりである。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が水防団待機水位（指定水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとし、詳細な出動基準については「亙理町消防団安全管理マニュアル」に基づくものとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想される時	消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認める時 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがある時	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることが

できるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、宮城県土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、宮城県土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、宮城県土木事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、宮城県土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料-15のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.5 避難のための立退き

- (1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、互理警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を宮城県仙台土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、互理警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路等その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、資料-16のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.7 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、宮城県土木事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

(1) 水防信号

阿武隈川の水位が警戒水位に達したとき、及び緊急に応じ水防管理者は次の方法により住民に周知する。

水位並びに信号等に信号等	信号区分その他周知方法	取扱担当者	担当代理人	附 記
第 1 信号	防災行政無線 (サイレン吹鳴)	水防管理者 亘理町長	亘理町副町長	各所長等は管理者の指示に従い最も迅速確実な方法で住民に周知させ、不必要な不安や混乱を来たさないようにする。 【使用電話】 本部 亘理町役場総務課 34-1111 荒浜地区交流センター 35-2011 吉田地区交流センター 36-3114 逢隈地区交流センター 34-1555
第 2 信号	防災行政無線 (サイレン吹鳴)			
第 3 信号	防災行政無線 (サイレン吹鳴)			
第 4 信号	防災行政無線 (サイレン吹鳴)			

(2) 水防信号の種類

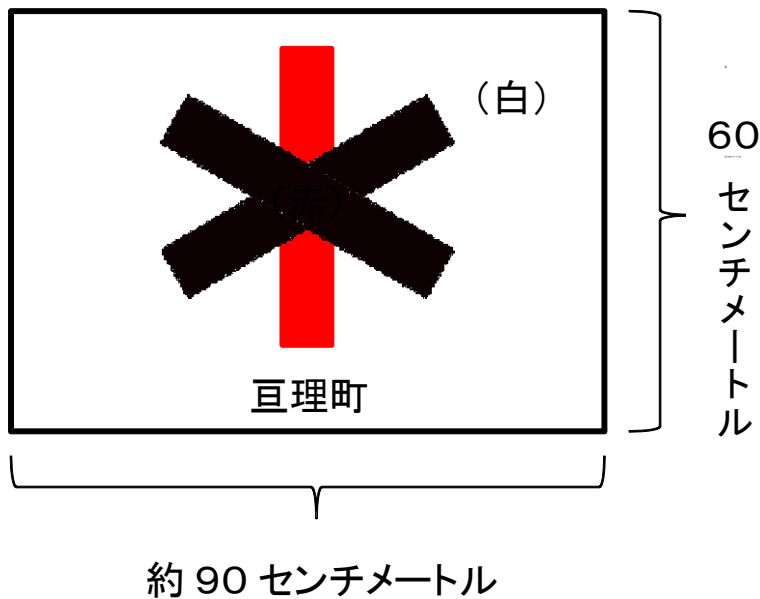
法第 20 条の規定による水防信号（昭和 24 年宮城県規則第 64 号）は次のとおりである。

- (1) 信号は適当な時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレンを併用する。
- (3) 上記にあるほか、伝令の呼称による通報を考慮する。

種類	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	警戒水位に達したことを知らせる	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせる。	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住すべきことを知らせる。	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。	乱打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○- 休止 ○-
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。		

11.2 水防標識


法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



11.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
平成 年 月 日	
	亶理町長
	氏 名 

(裏)

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第12章 協力及び応援

水防管理団体が行う水防のための活動に関係団体は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、次の協力を行う。

12.1 河川管理者の協力

河川管理者（東北地方整備局長）

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- （1）水防管理団体に対して、河川に関する情報（阿武隈川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- （2）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （3）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- （4）重要水防箇所の手合点検の実施
- （5）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （7）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき協定市町に対して応援を求めるとする。

また、協定市町から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、互理警察署長に対して、警察官の出動を求めるとする。

その方法等については、あらかじめ互理警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容

④派遣部隊が展開できる場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、宮城県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

12.5 国（仙台河川国道事務所、仙台管区气象台等）との連携

（1）水防連絡会

町は、県や国土交通省仙台河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

（2）ホットライン

町は、河川の水位状況については国土交通省仙台河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については仙台管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.6 災害時相互応援協定

町は、災害時に際し、資器材の提供等に関して協定を締結している。協定先一覧は資料編に添付のとおりである。

12.7 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

本町の水防に要する費用は、法第 41 条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、宮城県知事にあつてを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任
したことを証明する。	
平成 年 月 日	
	互理町長
	氏 名 印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書					
第	号				
種	類	員	数		
使	用	収	用	処	分
平	成	年	月	日	
				亘	理
				町	長
				氏	名
				事	務
				取	扱
				者	氏
				名	名
					印
				殿	

(4) 損失補償

本町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料-17 に示す様式より、水防活動実施後 10 日以内に宮城県仙台土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（仙山河川国道事務所）に報告するものとする。

第 15 章 水防訓練

町は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水、内水、高潮対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本町に関係する浸水想定区域図は次のとおりである。

阿武隈川浸水想定区域図

(平成 28 年 6 月公表：国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所)

16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

亙理町防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、亙理町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）があり、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

16.1.3 洪水ハザードマップ

本町では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

16.2 津波対応

16.2.1 亘理町地域防災計画の拡充

亘理町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、亘理町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.2.2 津波ハザードマップの作成・周知

町長は、本町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

16.2.3 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

資料編

(参考資料)

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	
レベル4 はん濫危険水位※	144.9 m	48.6 m	
レベル3 避難判断水位※	144.6 m	48.0 m	
レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位)	142.5 m	46.5 m	
レベル1 水防団待機水位	142.0 m	45.5 m	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	
	〇×川	△△△川	
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	
	〇〇〇〇川	—	
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県〇〇市〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇×〇地区、 △△県〇〇市〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇×地区、	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

水防情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.xxx.lg.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://xxx.lg.jp/

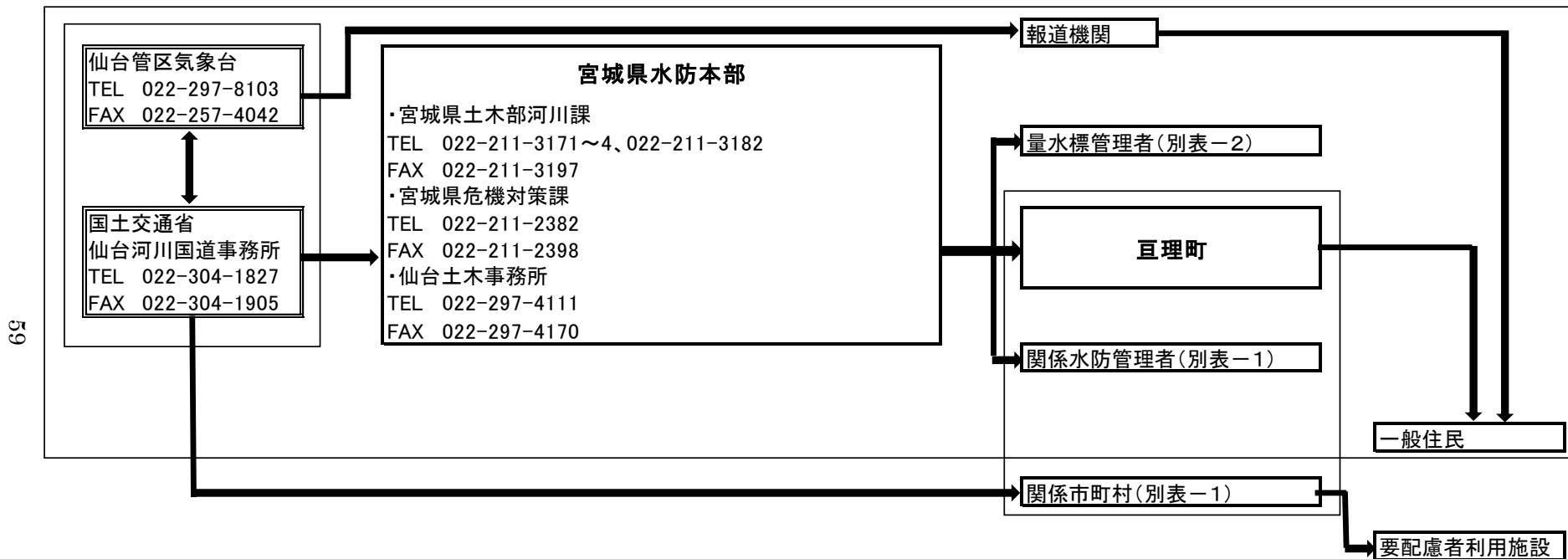
問い合わせ先

水位関係：〇〇県 〇〇部 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

資料-2 水防法に基づく洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表） 伝達経路等

水防法に定められた洪水予報の通知・周知は必須であるが、気象業務法や地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める



別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号
名取市	022-384-2111	022-384-4192
角田市	0224-63-2123	0224-62-4829
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172
丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540
山元町	0223-37-1111	0223-37-4144

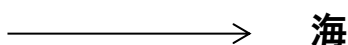
別表-2 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
丸森水位観測所	仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
笠松水位観測所	仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
岩沼水位観測所	仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
江尻水位観測所	仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905
荒浜水位観測所	仙台河川国道事務所	022-304-1827	022-304-1905

1 阿武隈川(国管理区間)

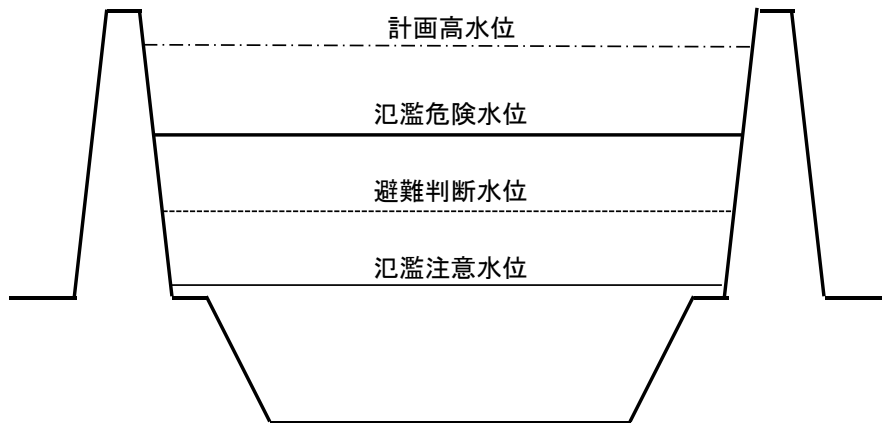
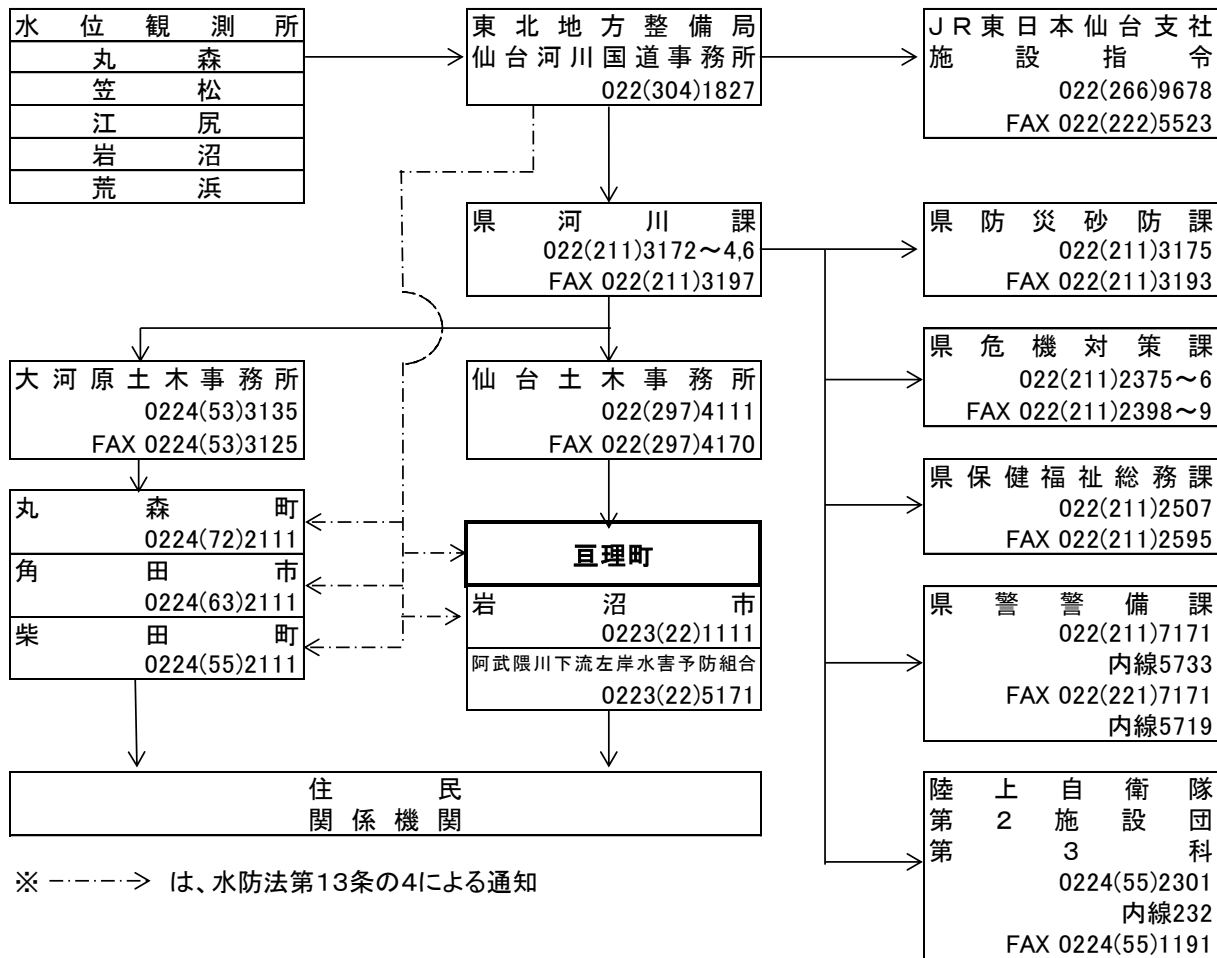
左岸 丸森町館矢間山田字小原瀬西

右岸 " 字敷文東



水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
丸 森 [仙台河川国道 事務所]	水防団待機 水位(通報水 位) (18.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (19.50m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (19.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくな ったとき	丸 森 町 市 角 田 市	丸森鉄道橋 枝野橋
笠 松 (")	同上 (13.00m)	同上 (14.50m)	同上 (14.50m)	角 田 市	枝野橋 東根橋
江 尻 (")	同上 (9.50m)	同上 (10.80m)	同上 (10.80m)	角柴岩亘 田田沼理 市町市町	東根橋 阿武隈橋
岩 沼 (")	同上 (4.00m)	同上 (5.00m)	同上 (5.00m)	岩 沼 市 町 亘 理 市 町	阿武隈橋 亘理大橋
荒 浜 (")	同上 (1.30m)	同上 (1.80m)	同上 (1.80m)	岩 沼 市 町 亘 理 市 町	亘理大橋 河口

水防警報・水位到達情報の伝達経路



資料－４ 水防警報（海岸）（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（高潮）

仙台湾南部海岸水防警報 第 号

< 待機・準備， 出動， 解除 > (該当を○で囲む)

平成 年 月 日 時 分
国土交通省 仙台河川国道事務所 発表

1. 気象情報 (該当を○で囲む)

仙台湾管区气象台は、東部仙台を対象に

平成 年 月 日 時 分 に { 高潮注意報 ・ 高潮警報 }

平成 年 月 日 時 分 に { 波浪注意報 ・ 波浪警報 }

2. 海象状況 (現況)

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分、 観測有義波高が m
となっています。

3. 海象状況 (今後の予想)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

亘理沖波浪観測所では、 日 時 頃 (時間後) に観測有義波高が
3.0m を越えると予想されます。

4. 水防警報 (該当を○で囲む)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

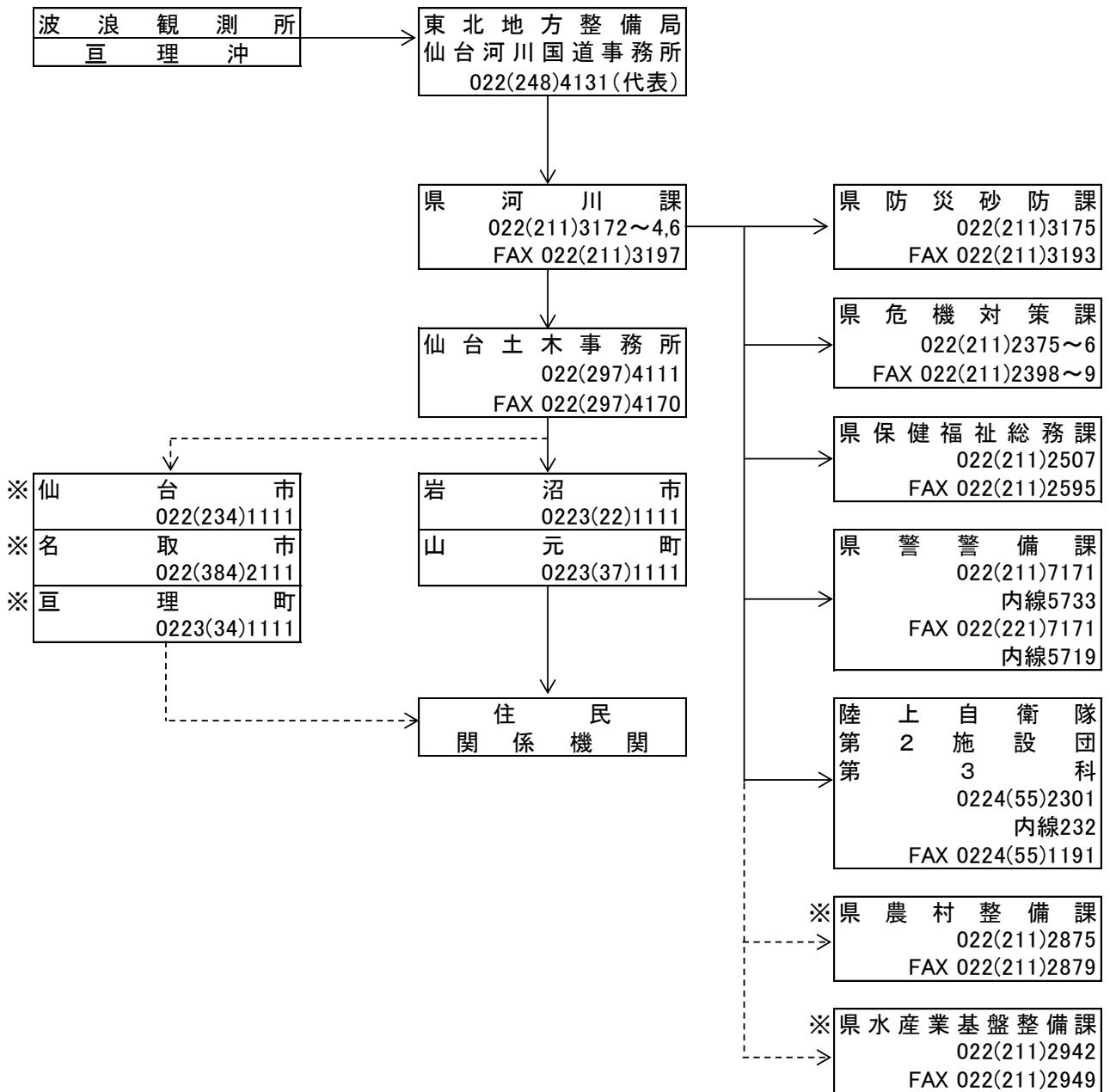
{ } 待機・準備 浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告します。

{ } 出動 避難活動の必要がある旨を警告します。

{ } 解除 浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知します。

伝達確認	発信	受信					
時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
発受信者							

資料－5 水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（海岸）



※仙台湾南部海岸水防・災害情報連絡会における情報提供機関

資料－6 津波に関する水防（水防管理者）に係る基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発表に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防活動の内容や水簿警報の発表基準を定めるものとする。

1) 近地津波と遠地津波への対応

【近地津波】

‘近地津波’は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。

この点に留意し、気象庁の津波警報レベルや津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の避難情報（水防管理者）を発令することが望ましい。

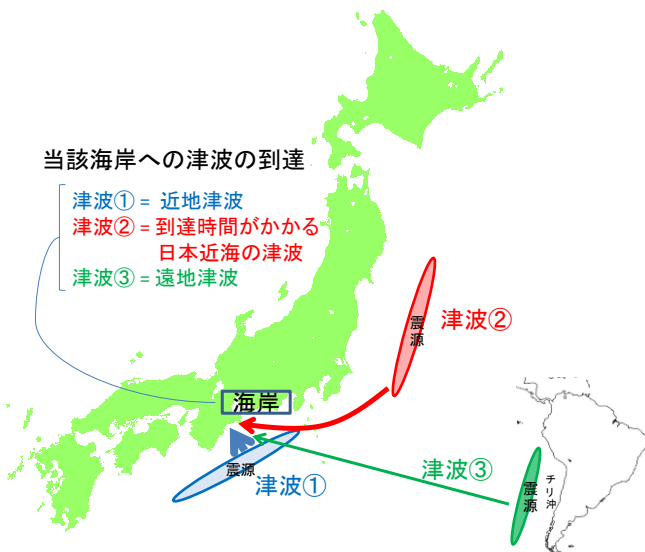
‘近地津波’の場合は、短時間で津波が襲来することが多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出動するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発表を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報の発表基準等を定めておく。



出典「主な地溝型地震の評価結果」地震調査研究推進本部
近地津波の要因となる主な海溝型地震

当該海岸への津波の到達



地点の違いによる津波到達のイメージ

距離	水防警報		情報収集	出動	
	震源				
近い	東南海地震	×	×	×	到達時間極めて短い
		×	×	○	到達時間少し短い
遠い	東北地方太平洋沖	○	○	△	到達時間時間長い
		○	○	△	到達時間が十分長い

× 発令しない △ 状況に応じて発令 ○ 発令

西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ

【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような‘遠地津波’の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり津波到達までの時間があり水防活動のための時間がある程度確保できる。

水防活動にあたっては、以下の項目等に留意する。

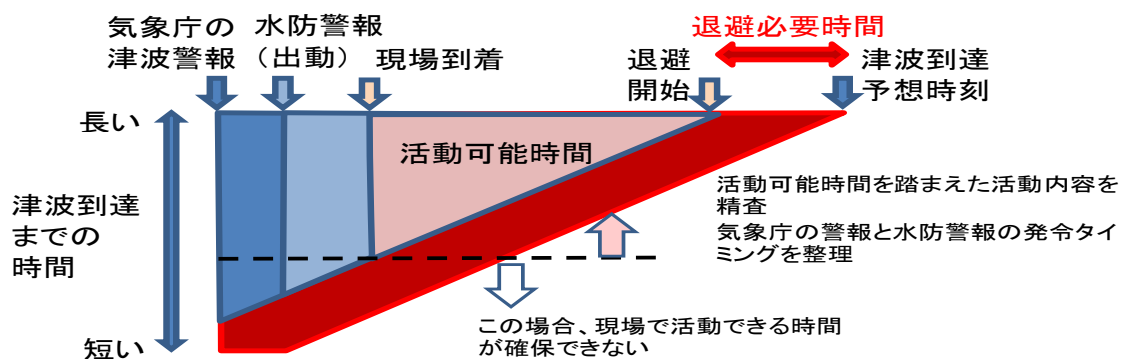
1. 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）
⇒ 対象の重点化
2. 水防団の活動（依頼された水門・陸閘等の操作）
⇒ 対象の重点化
3. 活動時間
⇒ 「活動可能時間」の有無
4. 情報伝達
⇒ 津波等情報の伝達、連絡体制の確保
5. 避難体制
⇒ 安全な場所までの避難経路、退避必要時間等の確認



2) 「活動可能時間」の考え方について

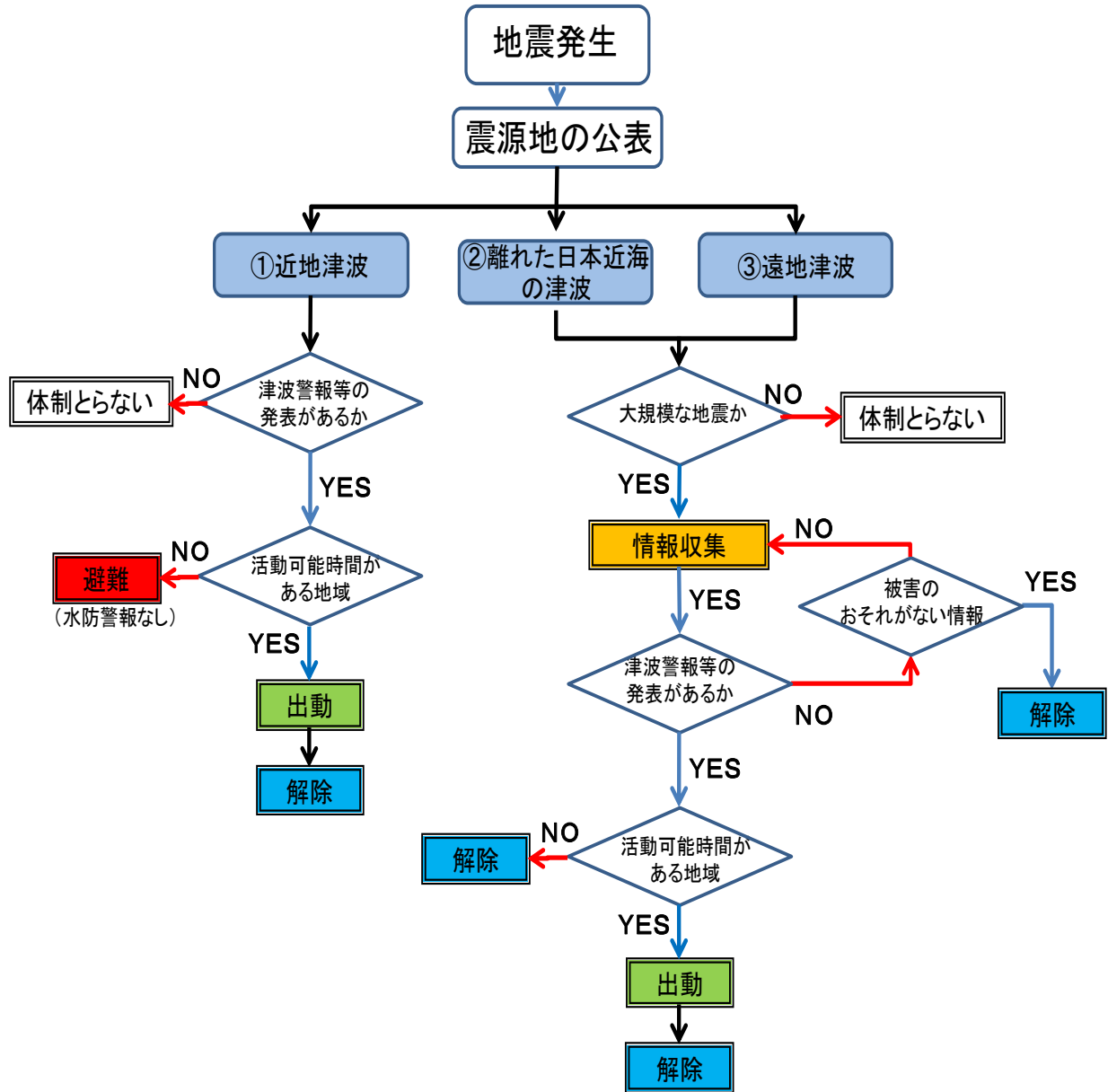
「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



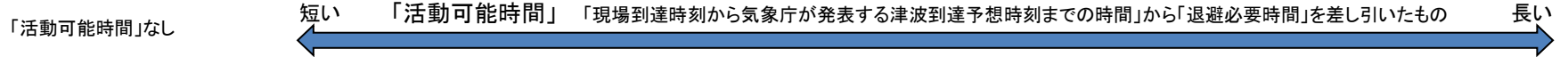
活動可能時間のイメージ

3) 水防（水防管理者）の検討フロー



資料－ 7 津波時の水防警報の発表基準について（水防管理団体版）

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発表内容を定める。



67

津波区分	日本近海の津波		遠地津波
	① 震源地から「近い」	② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
	パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能	パターンB. 「活動可能時間」が確保可能	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能
日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状况等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合	チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状况等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合。
安全確保のため自らも避難 (水防警報は発表しない)	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発表 (「情報収集」なし)	大規模な地震発生等に伴い 水防警報「情報収集」の発表	気象庁の情報等に基づき 水防警報「情報収集」の発表
<p>※対象の地震について、あらかじめ水防警報の発表基準を決めておく</p> <p>対象の地震を決めておく 情報収集発令しない</p> <p>「活動可能時間」なし → 避難</p> <p>「活動可能時間」あり → 出動 → 解除</p> <p>1)気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき</p>	<p>情報収集 → 解除</p> <p>津波注意報又は警報が発表され、「活動可能時間」があり、かつ水防活動が必要</p> <p>津波注意報や警報が発表されない ※「情報収集」とは、水防本部等が気象庁等の情報を得る状態を保つこと</p> <p>1)気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき</p>		
津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防警報「出動」を発表し、活動可能時間を少しでも増やす。	地理的な条件等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令	チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できることから水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令
水防(水防管理者)			
考え方			

留意事項	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	
	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	<p>※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。</p> <p>※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。</p> <p>※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。</p> <p>※以下の内容について、事前に定めておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻(津波到達予想時刻の〇〇分前など) 水防団員の安否確認方法(連絡体制) 水防活動内容の精査・重点化 水防団員の避難手段や避難経路の確認

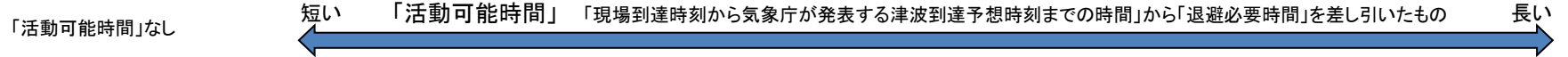
<「水防計画作成の手引き(案)」への記載例>

68

情報収集	【海岸・河川】	(記載なし)	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発令基準) ・日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発表基準) ・遠地において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
	出動	〇〇地区(〇〇川)では南海トラフ地震発生による津波到来を想定した場合、津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため、水防警報は発令しない。	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発表基準) 【海岸】 ・気象庁から〇〇地域を震源とする地震による津波警報(注意報)が発表されたとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発令基準) 【海岸】 ・気象庁から津波警報が発表される等、水防活動が必要と認めるとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき
			(内容) ・水防活動の必要が解消した旨を通知するもの (発表基準) 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき	
解除				

【参考】津波時の水防警報の発表基準について（都道府県版）

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発表内容を定める。



津波区分	日本近海の津波		遠地津波
	① 震源地から「近い」	② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
	パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能	パターンB. 「活動可能時間」が確保可能	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能
日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合	チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合。
安全確保のため自らも避難 「水防警報」は発表しない	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発表 （「情報収集」なし）	気象庁の情報等に基づき 水防警報「出動」の発表 （水防管理団体はすでに水防（水防管理者）「情報収集」を発令している場合が多い。）	
水防警報	<p>※対象の地震について、あらかじめ水防警報の基準を決めておく</p> <div style="text-align: center;"> <p>対象の地震を決めておく</p> <pre> graph TD A[対象の地震を決めておく] --> B[避難] A --> C[出動] C --> D[解除] </pre> <p>「活動可能時間」あり</p> <p>1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき</p> <p>「活動可能時間」なし</p> </div>		
考え方	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防警報「出動」を発表し、活動可能時間を少しでも増やす。	<p>地理的な条件等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発表のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表
	<p>チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できることから水防警報を発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表 		

留意事項	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。
	<p>※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。</p> <p>※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。</p> <p>※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。</p> <p>※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。</p> <p>※以下の内容について、事前に定めておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻(津波到達予想時刻の〇〇分前など) 水防団員の安否確認方法(連絡体制) 水防活動内容の精査・重点化 水防団員の避難手段や避難経路の確認

<「水防計画作成の手引き(案)」への記載例>

70	情報収集	【海岸・河川】	(記載なし)
	出動	<p>〇〇地区(〇〇川)では南海トラフ地震発生による津波到来を想定した場合、津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため、水防警報は発表しない。</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの <p>(発表基準)</p> <p>【海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁から〇〇地域を震源とする地震による津波警報(注意報)が発表されたとき <p>【河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき
	解除		<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防活動の必要が解消した旨を通知するもの <p>(発表基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 水防活動の必要があると認められなくなったとき

資料－ 8 水防警報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（津波）

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		基準水位観測所	第_____号
日時	国土交通省 ○○地方整備局 平成 年 月 日 時 分 ○○河川事務所発表		
番号	発 表 内 容		
1	平成○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。		
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

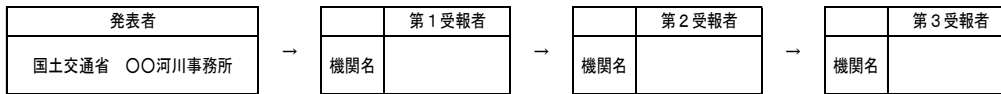
資料－ 9 水防警報（海岸）（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（津波）

水 防 警 報（海 岸）

種 類	出 動 ・ 解 除						
発表海岸		基準港湾		第_____号			
日時	平成	年	月	日	時	分	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表
番号	発 表 内 容						
1	平成○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。						
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。						
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。						
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。						
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。						
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。						

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

資料-10 水位到達情報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式



正 規

○○川はん濫警戒情報

平成○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分に避難判断水位（○○○.○○m）に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※から□□町◎◎）

はん濫危険水位 （相当換算水位）	×××.××m	避難判断水位（特別警戒水位）の設定過程において設定したはん濫危険水位（危険水位）相当換算水位
避難判断水位	○○○.○○m	水防法第13条で規定される特別警戒水位
はん濫注意水位	△△△.△△m	

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

資料-11 量水標管理者及び水防管理者一覧

観測所名	量水標 管理者名	河川名 港湾名 漁港名 海岸名	設置位置	水位					種別	備考
	水防団 待機 水位 (通報 水位)			氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位			
丸森水位観測所	国土交通省仙台海 川国道事務所	阿武隈川	丸森町船場	18.0m	19.5m	22.0m	22.3m	23.697m	テレメータ	
	丸森町									
笠松水位観測所	国土交通省仙台海 川国道事務所	阿武隈川	角田市枝野	13.0m	14.5m	16.6m	17.0m	17.986m	テレメータ	
	角田市									
江尻水位観測所	国土交通省仙台海 川国道事務所	阿武隈川	角田市江尻	9.50m	10.8m	**. *m	**. *m	14.215m	テレメータ	
	角田市									
岩沼水位観測所	国土交通省仙台海 川国道事務所	阿武隈川	岩沼市阿武 隈1丁目	4.00m	5.00m	7.90m	8.20m	8.246m	テレメータ	
	岩沼市									
荒浜水位観測所	国土交通省仙台海 川国道事務所	阿武隈川 △△港	亘理町荒浜	1.30m	1.80m	**. *m	**. *m	3.939m	テレメータ	
	亘理町									

資料-12 水門一覧

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	備考
岩地藏取水口	阿武隈川	亶理町逢隈田沢字宮原	用水	亶理土地改良区理事長	亶理土地改良区理事長	
鑑川防潮水門	鑑川排水路	亶理町長瀬字新海岸	排水	宮城県知事	亶理町長	
橋本堀排水樋門	橋本堀排水路	亶理町吉田字塩田	〃	宮城県知事	宮城県知事	
舟入川排水樋門	舟入川排水路	亶理町吉田字塩田	〃	〃	〃	
鷺穴排水樋門	九号排水路	亶理町荒浜字鳥の海	〃	〃	〃	
東新堀排水樋門	東新堀排水路	亶理町吉田字塩田 〃 吉田字砂浜	〃	〃	〃	
小橋水門	釣川排水路	亶理町長瀬字大橋	用水	亶理町長	亶理町長	
高屋水門	木倉川排水路	亶理町荒浜字新篠子橋	〃	〃	〃	
荒浜雨水ポンプ場 排水樋門	阿武隈川	亶理町荒浜字隈崎	排水	〃	〃	
阿武隈大堰	阿武隈川	亶理町逢隈田沢字下川前	流量調節	国土交通省	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 阿武隈大堰管理分室	

資料-14 水防団及び消防団の管轄地域等

(1) 亶理町消防（水防）団

分団名	管轄区域	集合場所
亶理分団	亶理地区	亶理町役場仮庁舎
荒浜分団	荒浜地区	荒浜地区交流センター
吉田分団	吉田地区	吉田地区交流センター
逢隈分団	逢隈地区	逢隈地区交流センター

(2) 水位観測所別担当消防団

水系	河川名	観測所名	対 象 区		担当分団名	備 考
阿武隈川	阿武隈川	江尻	右岸	角田市東根橋 ～ 亶理町阿武隈橋	逢隈分団	
		岩沼		亶理町阿武隈橋 ～ 亶理町亶理大橋	逢隈分団 荒浜分団	
		荒浜		亶理町亶理大橋 ～ 河 口	荒浜分団	

(3) 担当水防区間

水系	河川名	水 防 区 間	担当分団名
阿武隈川	阿武隈川	小 山・角田市境 ～ 田 沢・岩地蔵	逢隈分団
		田 沢・岩地蔵 ～ 森 房・馬捨場	逢隈分団
		森 房・馬捨場 ～ 阿 武 隈 橋	逢隈分団
		阿 武 隈 橋 ～ 今 泉・土 花	逢隈分団
		今 泉・土 花 ～ 牛 袋・荒浜境	逢隈分団
		牛 袋・荒浜境 ～ 水 倉	荒浜分団
		水 倉 ～ 明 神 西	荒浜分団
明 神 西 ～ 河 口	荒浜分団		

ただし、阿武隈川については、決壊や越水の恐れがある場合、水防上最も優先する事項として、全分団を挙げて対応することとする。

(4) その他の担当

河川等名	担当分団名
鍋倉川	亘理分団
愛宕沢川	
松栗川	
鹿島沢川	
若宮沢川	逢隈分団
山居入沢川	
柳沢川	
吉田海岸	吉田分団
鳥の海	吉田分団
	荒浜分団
荒浜海岸	荒浜分団

ただし、水防上止むを得ない事態が生じたときは、法第 24 条の規定に基づき区域内居住者又は水防現場にあるものを水防作業に従事させる。

資料-15 水防工法一覧表

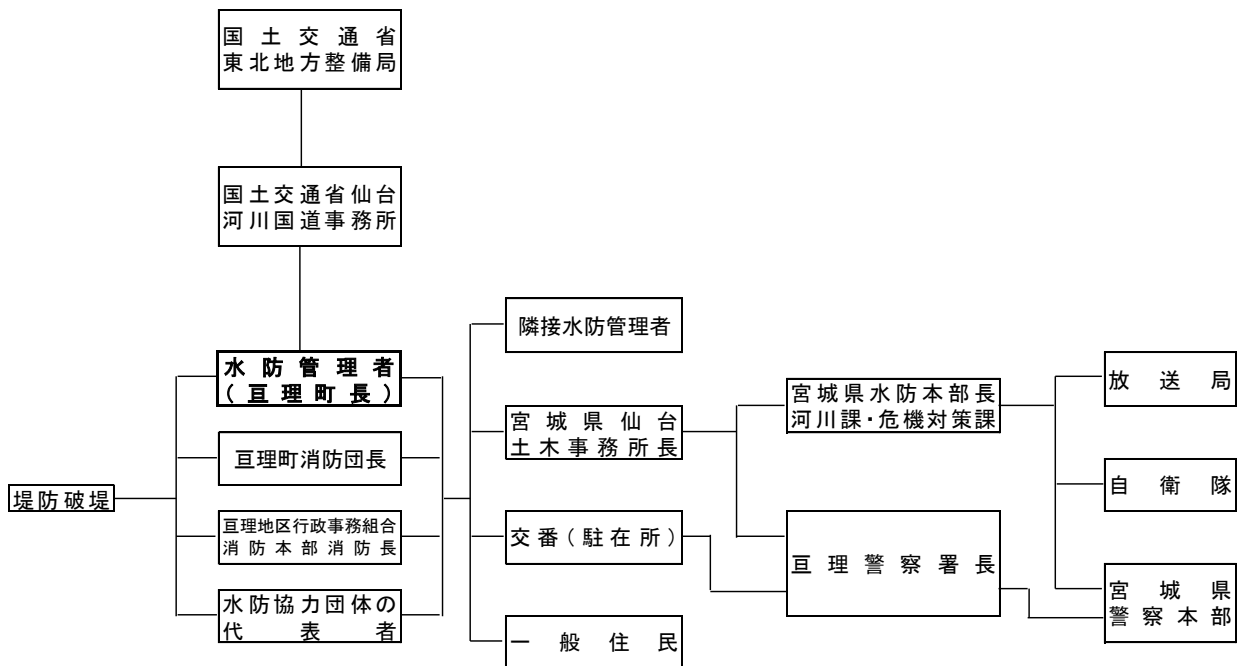
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水 居住側(川裏)対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	漏水 川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)
むしろ張り工		川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
継ぎむしろ張り工		川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
漏水	川側 (川表) 対策	シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ (洗掘)		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
		決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する
築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる			凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
びょうぶ 返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う			比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端 (天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端 (天端) 居住側堤防斜面 (裏のり)	ひ控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるものでひ控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防 竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防 くい、ロープ、土のう、丸太	
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防 竹、土のう	
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防 くい、土のう	
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防 くい、竹、鉄線、土のう	
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

資料-16 決壊・漏水等の通報系統

河川区間（国土交通省管理）における決壊・漏水等の通報系統



水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
					状況				
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

(参考資料)

指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	収容地区		対象とする異常な現象の種類			想定収容人数
			津波	洪水・高潮	洪水	高潮	津波	
1	亶理小学校	亶理町字下小路22-2	亶理北東部 荒浜南部	荒浜	○	○	○	5300
2	亶理中学校	亶理町字沼頭1	亶理南東部 吉田北東部	荒浜	○	○	○	11900
3	吉田小学校	亶理町吉田字宮前63	吉田東部	吉田東部	○	○	○	1700
4	逢隈小学校	亶理町逢隈田沢字鈴木堀93-1	荒浜北部				○	3100
5	逢隈中学校	亶理町逢隈牛袋字南西河原2-6	上記4校で収容し きれない場合使用				○	3600
6	亶理町中央公民館	亶理町字旧館61-22		逢隈	○	○	○	400
7	佐藤記念体育館	亶理町字旧館62-1	災害規模に応じて 物資集積所として 使用	逢隈	○	○	○	600
8	武道館	亶理町字旧館62-1		逢隈	○	○	○	300
9	農村創作活動センター	亶理町吉田字宮前58-1		吉田西部	○	○		2050
10	亶理高等学校体育館	亶理町字館南56-2	上記4校で収容し きれない場合使用	上記4校で収容し きれない場合使用	○	○	○	300

指定避難所一覧

NO	施設名	住所	想定収容人数	指定緊急避難場所との重複
1	亶理小学校	亶理町字下小路22-2	1900	○
2	亶理中学校	亶理町字沼頭1	2300	○
3	荒浜小学校	亶理町荒浜字隈潟67	1000	○
4	荒浜中学校	亶理町荒浜字東木倉70-1	1000	○
5	吉田小学校	亶理町吉田字宮前63	700	○
6	吉田中学校	亶理町吉田字松元238-14	1100	○
7	長瀬小学校	亶理町長瀬字南原193-76	900	○
8	逢隈小学校	亶理町逢隈田沢字鈴木堀93-1	1700	○
9	逢隈中学校	亶理町逢隈牛袋字南西河原2-6	1100	○
10	高屋小学校	亶理町逢隈高屋字保戸原54-2	600	○
11	亶理町中央公民館	亶理町字旧館61-22	400	○
12	佐藤記念体育館	亶理町字旧館62-1	600	○
13	武道館	亶理町字旧館62-1	300	○
14	荒浜体育館	亶理町荒浜字中野33	450	○
15	勤労青少年ホーム	亶理町荒浜字中野33	200	○
16	B&G海洋センター体育館	亶理町逢隈田沢字鈴木堀6-7	500	○
17	働く婦人の家	亶理町逢隈田沢字鈴木堀6-8	200	○
18	農村創作活動センター	亶理町吉田字宮前58-1	50	○
19	農村環境改善センター	亶理町吉田字大塚185	1200	○
20	吉田体育館	亶理町吉田字大塚172		○
21	郷土資料館・図書館	亶理町字西郷140	150	○

災害時相互応援協定締結先一覧

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
亶理町・山元町相互応援協定	昭和 39 年 2 月 27 日	山元町	火災防御及びその他の災害時における応援
亶理町、岩沼市相互応援協定	昭和 39 年 2 月 27 日	岩沼市	火災防御及びその他の災害時における応援
仙南・仙塩広域水道の緊急時における受水市町相互応援給水に関する協定	平成 4 年 3 月 19 日	宮城県 県内 17 市町	非常災害、施設の損傷等緊急時における応援給水
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	平成 9 年 1 月 16 日	福島県 ・福島地方広域行政圏 17 市町村 ・相馬地方広域市町村圏 6 市町村 宮城県 ・亶理・名取広域圏 2 市 2 町 ・仙南地域広域行政圏 9 市町 山形県 ・置賜広域行政圏 8 市町	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水の他生活必需物資の提供 ・災害応急対策、復旧に必要な資機材の提供 ・災害応急対策、復旧に必要な職員の派遣
災害時における亶理町内郵便局と亶理町との協力に関する覚書	平成 10 年 1 月 23 日	亶理町内郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用時における郵政事業の特別事務取扱い及び援護対策 ・災害時の施設並びに用地の相互提供 ・情報の相互提供
災害時における応急生活物資等の協力に関する協定	平成 10 年 9 月 2 日	みやぎ生活協同組合	災害時における応急生活物資の供給等
日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」	平成 11 年 6 月 30 日	宮城県支部会員	大規模な災害発生時の応急給水及び応急復旧等の協力
災害時の医療救援に関する協定	平成 12 年 11 月 30 日	(社)亶理郡医師会	災害時における避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動の協力

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会の災害時における相互応援協定	平成13年 11月8日	伊達市ほか4町	大規模災害時における応急物資等の相互応援 ・生活必需物資の提供 ・応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供 ・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
災害時における応急措置の協力に関する協定	平成16年 4月27日	亘理町災害防止協議会	災害時における応急措置の協力
災害時における水道施設復旧応援に関する協定	平成16年 4月27日	亘理町水道工事指定業者連絡協議会	災害時における水道施設復旧応援
災害時における宮城県市町村相互応援協定	平成16年 7月26日	県内全市町村	災害時における宮城県市町村相互応援 ・物資・資機材の提供に関する応援 ・職員の派遣に関する応援
大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	平成16年 12月1日	宮城県、町社協	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	平成18年 10月11日	(株) BIG RENTAL (株)ほくと建機 (株)カナモト	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時における物資供給に関する協定書	平成19年 5月29日	NPO法人コメリ 災害対策センター	災害時における生活物資の提供
電力設備災害復旧に関する協定書	平成20年 6月5日	東北電力株式会社 岩沼営業所	災害時における電力設備の早期復旧と情報提供
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成20年 9月1日	株式会社キクチ	災害時における応急生活物資の供給等の協力
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成20年 10月1日	株式会社レンタルのニッケン名取営業所	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時の情報交換に関する協定	平成21年 9月3日	国土交通省 東北地方整備局	災害時における各種情報の交換
大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定	平成21年 10月14日	宮城県解体工事業 協同組合	災害時における建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の実施
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成22年 3月19日	コマツレンタル株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
災害時における応急対応業務の協力に関する協定	平成 22 年 3 月 30 日	(株)ワタヨシコーポレーション	災害時における緊急車両等への優先的燃料供給・避難所等に対する燃料等の供給
災害時における隊友会との協力に関する協定	平成 22 年 12 月 10 日	社団法人隊友会宮城県隊友会亘理支部	災害時における、 (1) 災害関連情報収集伝達 (2) 自主防災活動への参加・協力 (3) 一般的なボランティア (4) 専門的なボランティア (5) その他必要と認められる業務
災害時における応急処置の協力に関する協定書	平成 22 年 12 月 21 日	阿部建設株式会社	避難所となる公共施設の応急工事、仮復旧工事についての協力要請に関する協定
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成 24 年 3 月 16 日	株式会社カインズ	災害時における応急生活物資の供給等の協力
災害時における食料品供給の協力に関する協定書	平成 25 年 6 月 24 日	エイムカイワ株式会社	災害時における食料品供給に関する協定
国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定	平成 25 年 6 月 25 日	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所	(1) 本町の施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関すること (2) 東北大学災害科学国際研究所の研究の深化に関わる人的資源、知的資源の活用に関すること (3) その他両者が協議して必要と認める事項
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	平成 25 年 7 月 30 日	ヤマト運輸株式会社宮城主管支店	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協力
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	平成 25 年 9 月 11 日	宮城県教育委員会(亘理高校)	宮城県内に発生した地震その他の災害時における、亘理町地域防災計画に基づく避難所としての県立学校(亘理高校)の利用に関して
災害時相互応援に関する協定	平成 26 年 3 月 8 日	愛知県豊田市	災害時における食料等生活必需品の供給並びに職員派遣等
災害時の医療救護活動に関する協定	平成 26 年 3 月 20 日	岩沼薬剤師会	災害時における医療救護活動の協力

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
災害時要援護者避難支援に関する相互協定書	平成26年 4月23日	亶理町居宅介護支援事業者連絡会議	災害時における要援護者の避難支援等に関する協定
緊急物資の輸送に関する協定	平成27年 2月17日	公益社団宮城県トラック協会仙南支部	災害時における物資の輸送等の協力
災害時における上下水道施設の応急復旧への協力に関する協定	平成27年 3月19日	積水化学工業株式会社 環境・ライフカンパニー東北支店	災害時の上下水道施設の応急復旧等の協力
災害時の物資の供給に関する協定書	平成27年 11月13日	レンゴー株式会社 新仙台工場	災害時の物資の供給に関する協力
災害時の医療救護活動に関する協定	平成27年 11月26日	一般社団法人亶理郡医師会	災害時における医療救護活動の協力
災害時の医療救護活動に関する協定	平成27年 11月26日	一般社団法人岩沼歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動の協力
災害時相互応援に関する協定書	平成28年 2月8日	山形県大江町	災害時における食料等生活必需品の供給並びに職員派遣等
災害時相互応援に関する協定書	平成29年 1月19日	愛知県岡崎市	災害時における食料等生活必需品の供給並びに職員派遣等
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	平成29年 2月22日	仙南第三LPガス協会 宮城県LPガス協会	災害時におけるLPガスの供給及びこれに付随する資機材の調達と確保
災害時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定	平成29年 2月22日	亶理町内郵便局	災害時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	平成29年 3月30日	宮城県教育委員会	宮城県内に発生した地震その他の災害時における、亶理町地域防災計画に基づく避難所としての県立学校の利用
災害時における物資等の供給に関する協定	平成29年 12月18日	株式会社ツルハ	災害時における物資の供給等の協力

亘理町水防協議会条例

昭和 55 年 12 月 25 日

条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 亘理町水防協議会(以下「協議会」という。)に関しては、水防
法(昭和 24 年法律第 193 号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(任期)

第 2 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の
残任期間とする。

2 水防管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その
任期中において、これを免じ、又は解職することができる。

(会長)

第 3 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務
を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければこれを開く
ことができない。

3 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事
項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。